

令和5年度

定期監査結果報告書

(第2次分)

和泉市監査委員

頁数には表紙・目次等を含みます。

監査報告第7号
令和6年1月30日

和泉市長 辻宏康様
和泉市議会議長 石原日出子様
和泉市教育委員会教育長 小川秀幸様

和泉市監査委員 船富康次
和泉市監査委員 松田義人

令和5年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査（第2次分）を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

	頁
第 1 監査の種類 -----	4
第 2 監査の対象 -----	4
第 3 監査の主な着眼点 -----	4
第 4 監査の主な実施内容 -----	4
第 5 監査等の日程及び実施場所 -----	5
第 6 監査の結果 -----	5
1 北池田保育園 -----	5
2 北松尾保育園 -----	5
3 緑ヶ丘保育園 -----	6
4 上下水道部 -----	6
5 むすび -----	7

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

- ・地方自治法第199条第1項に基づく財務監査
- ・地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第2 監査の対象

- (1) 対象機関：保育所3園（北池田保育園、北松尾保育園、緑ヶ丘保育園）
上下水道部
- (2) 対象事務：令和5年4月1日から令和5年9月30日までの事務事業

第3 監査の主な着眼点

- (1) 保育園
 - ① 公金・準公金の取扱状況について
 - ② 備品取得状況について
 - ③ 園児の安全管理について
 - ④ 郵券・タクシー券の取扱状況について
- (2) 上下水道部
 - ① 公金・準公金の取扱状況について
 - ② 歳入調定の処理状況について
 - ③ 各種契約（業務委託、工事請負等）状況について
 - ④ 各種補助金（補助金、交付金等）交付状況について

第4 監査の主な実施内容

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの財務などに関する事務事業について、監査基準第16条の規定に基づき、次の実施手続きを組み合わせることで監査を行った。

- (1) 実 査：事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- (2) 確 認：事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確かめる。
- (3) 証憑突合：資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる。

- (4) 計算突合：記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめる。
- (5) 質 問：事実の存否又は問題点について、関係職員に質問して、回答又は説明を求める。
- (6) 閲 覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる。

第5 監査等の日程及び実施場所

- (1) 実施日程：令和5年10月13日から令和5年11月15日
- (2) 実施場所：市役所会議室、各保育所及び上下水道部

第6 監査の結果

全ての監査対象機関において、財務会計上の処理は、適正かつ効率的に執行されていた。なお、一部の事務処理について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

以下に指摘した事項については、必要な措置を講ずるとともに、各種マニュアル等を再確認し、適正に事務の執行をされたい。

1 北池田保育園

- (1) 事務処理については、適正かつ効率的に執行されていた。

【意見】

未納の保育料及び給食費の徴収について、保育士が保護者に納付書を手渡し、納付を促しているが、保育士の本来の職務は、園児の保育とその安全を確保することである。このような業務を保育士に委ねることにより、園児と向き合う時間がそがれたり、保護者との良好な信頼関係に影響を与えることが懸念される。

このことを踏まえ、未納の保育料や給食費の徴収方法については、所管部署であるこども未来室及び学校園管理室と見直しについて検討されたい。

2 北松尾保育園

- (1) 給食費の徴収について、給食管理簿を作成し管理を行っているが、給食管理簿の金額に訂正漏れがあり、実際に徴収した金額と差が生じているケースが見受けられた。
- (2) 準公金（写真代及び協力費）の徴収に係る現金出納帳の月締めについて、毎月末に園長が確認し押印すべきであるが、一部押印されていないケースが見受けられた。

【意見】

園児の事故に繋がる恐れのあるヒヤリハット事案について、保育士間で良く情報共有が図られている。

事故防止の観点から、引き続き積極的に保育士間で情報共有を図られたい。

3 緑ヶ丘保育園

(1) 日本スポーツ振興センター災害共済の保護者負担金について、現金出納帳への一部記入漏れが見受けられた。

(2) 給食費の徴収について、給食管理簿を作成し管理を行っているが、一部修正テープを使用し金額を修正していたケースが見受けられた。

【意見】

本保育園は、住宅地内に位置しているため、保護者による朝夕の園児の送迎時には入り口付近が混雑し、近隣住民の車両通行に支障をきたすケースも多いのではないかとと思われる。

所管部署である学校園管理室では、園舎前の駐車場に加え、近隣に駐車場を確保し対策を講じているが、警備員の配置も含め、一層近隣住民に配慮した対策を講じられたい。

4 上下水道部

(1) 事務処理については、適正かつ効率的に執行されていた。

5 むずび

(1) 保育所

園児の安全確保及び保護者との信頼関係の構築に重点を置き保育運営を行っていた。また、日々の保育の中で園児の様子を観察し、ネグレクトや虐待が疑われるケースには、市と連携を図り迅速に対応を行っていた。

引き続き、園児の健やかな成長に寄与していただくとともに、園児の安全確保に加え保育士のメンタル面にも十分配慮し、働きやすい職場環境の充実に努められたい。

なお、「保育所での現金の取扱い（給食費、保育料、写真代、協力費など）」、「保育日誌の効率化」、「AEDの使用に係る研修」については、以下のとおり助言する。

- ① 保育所では、極力現金を取り扱わない方法を所管部署（こども未来室、学校園管理室）と協議していただきたい。

なお、保育所で現金を取り扱う必要がある場合には、管理を徹底しつつ事務の再考を行うなど効率化に向け、検討されたい。

- ② 保育日誌について、現在、0歳児から2歳児は、保育士が毎日、園児ごとに手書きで詳細に記入しているが、保育士の負担軽減を図り、園児と向き合う時間をより多く確保するため、様式の簡素化やICT化を進めるなど、省力化を検討されたい。
- ③ AEDの使用方法について、現在、各保育所に配置されている看護師が保育士全員に研修を行っているが、消防本部とも連携するなど、更なるスキルアップのための取組を検討されたい。

最後に、こども家庭庁が創設され「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本市においても乳幼児期への支援などにも取り組まれているが、こどもの視点、子育ての当事者の視点に立った取組も必要な中、様々な仕組みづくりと、こどもを誰一人取り残さないような施策に取り組まれたい。

(2) 上下水道部

次に、上下水道部において、まず、水道事業については、「安全で良質な水道水の安定的な供給、災害に強い水道」を実現するため、年次計画に基づき、配水管の整備・耐震化や老朽管の更新を行い、水道施設の適正かつ効率的な維持管理及び建設改良事業の実施に取り組んでいる。

公共下水道事業については、年次計画に基づき、下水道管の整備・浸水対策を行い、適正な維持管理及び計画的な建設改良事業を実施している。

公共浄化槽事業については、下水道全体計画区域を除いた市内全域における合併処理浄化槽の設置及び維持管理への取組や下水道全体計画区域の中の事業認可を取得していない区域での生活排水の水質保全を目的とする事業に取り組むなど、各事業の理念に基づき事業が進められている。

監査結果のとおり、事務処理については、適正かつ効率的に執行されているが、業務委託契約において、随意契約が多く見受けられた。

緊急性や業務の性質上、随意契約の必要な事案があることは理解するが、随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

については、随意契約を行う場合には、価格の適正性を十分に検討し事務処理をされたい。